



2021年4月1日  
日本原子力発電株式会社

(当社コメント)  
東海第二発電所の運転差止仮処分申立ての却下について

本年3月30日、水戸地方裁判所において、東海第二発電所の運転差止仮処分申立てを却下する決定が出されました。

当社は、2020年11月に水戸地方裁判所に申立てがなされて以降、東北地方太平洋沖地震及び福島第一原子力発電所事故を通じて得られた知見や教訓を踏まえ、様々な安全対策を講じていること等を科学的・技術的観点から丁寧に説明をまいりました。

今般の決定は、当社の主張が裁判所に認められ、ご理解いただいた結果であると考えております。

当社としては、東海第二発電所の更なる安全性・信頼性向上を目指し、引き続き、新規制基準に基づく安全性向上対策工事を安全第一で進め、地域の皆さまへの説明を尽くしてまいります。

以上

※申立時期を2020年1月から同年11月に訂正しております。(2021年4月28日)